

## 高校生奨学金に関するQ & A

### ■申込基準・資格・規程について

Q1 規程に、「教科『商業』の科目を履修する者」とあるが、2年生時に商業を履修していて、3年生時には履修していない場合、申請することはできますか。

A. できません。高校生奨学事業は年度ごとの採用となるため、申請時に「商業」科目を履修予定の生徒さんのみご申請いただけます。

Q2 施行細則第4条に「原則として1校1名」とあるが、全日制と定時制がある場合、それぞれで1名ですか。

A. 原則として、全日制・定時制合わせて1名です。  
ただし、県内で枠数が埋まらないときはその不足分を再選考するため（しない県もある）、同じ学校で2名申請できる場合もあります。県内の選考状況を鑑みてご対応ください。

Q3 「申し込み基準について」に記載されている“家計支持者”とは両親のみですか。

A. 家庭の生計を立てている人のことを指します。そのため、ご兄弟や祖父母でもその所得が家計を支えている場合は家計支持者となります。

### ■申請時の提出書類について

Q4 願書の在籍校の欄にある\_\_\_科（ \_\_\_単位）のところは、商業科生徒の場合は記入しなくていいですか。

A. 記入しなくて結構です。商業科以外の学科に在籍している生徒さんに記入していただく箇所となります。商業科以外の生徒さんは在籍している学科名、履修している商業科目の単位数を記入してください。

Q5 両親がおらず、施設で暮らしているため、保護者の所得証明書が提出できない場合は、何を提出すれば良いですか。

A. 所得証明書が発行できないという理由が分かる証明書を提出してください。  
施設で暮らしている方は、施設長から発行された在籍証明書を提出してください。

Q6 生活保護を受給しているのですが、市町村から課税証明書を発行してもらえませんでした。所得証明としては何を提出すれば良いですか。

A. 生活保護を受給されている場合は、市町村から「非課税証明書」を発行していただけますので、そちらを提出してください。

Q7 自身のアルバイト収入で生活している為、保護者の所得証明書が提出できません。どうすればいいですか。

A. ご本人の所得証明書を提出してください。

## ■決定後に提出する誓約書について

Q8 金融機関確認印とは何ですか。

A. 支店名・口座番号・お届け印・名義人さまなどの口座情報を、金融機関があらかじめ確認したことを証明する印です。金融機関の窓口で頂いてください。

Q9 金融機関確認印について、Web 銀行の場合には印がもらえないのでカードのコピーなどでも良いですか。

A. 口座の確認が取れば結構ですのでコピーでも構いません。

Q10 願書の保護者氏名欄には父親の名前を記入したが、誓約書及び振込口座を母親名義に変更することは可能ですか。

A. 可能です。保護者であれば変更していただいても構いません。

Q11 誓約書に記入する金融機関名について、学校口座を記入してはダメですか。

A. 学校口座は認められません。規程により、直接本人(保護者)に対して行い(「規程第7条」)、本人(保護者)の指定した金融機関に振り込む(「細則第6条」と定められています。